



\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



あれよあれよという間に今年も1ヶ月足らずとなりました。慌ただしい毎日をお過ごしのことと存じます。

我が家は、今、期末試験まただ中。思うように結果に結びつかずにいららする娘と、根拠のない自信でもって驚くほど前向きな息子とが対称的。私も仕事が繁忙期を迎えていますが、無事に年を越せるよう頑張っていきたいです。



～年末年始休業のお知らせ～

年内の業務は 12月27日（金） まで、  
新年は 1月6日（月） から業務を開始します。

本年も1年間たいへんお世話になりました。  
来年もどうぞよろしくお願い申し上げます。  
皆様よいお年をお迎えくださいませ。



## ★これで完璧！ 12月の事務



### ☆年末調整の準備☆

12月に行われる年末調整の準備を始めましょう。従業員に対して、申告書類や説明文書の配布・回収、チェックをしていきましょう。

### ☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（12月10日まで）☆

11月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

### ☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（1月2日まで）☆

11月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

### ☆10月決算法人の確定申告と納税（12月中の決算応当日まで）☆

10月決算法人の確定申告と納税、4月決算法人の中間（予定）申告と納税。



## \* 今月の労務ワンポイント \* ～10月の給与総額 4か月ぶりに増加～

厚生労働省が12月3日に発表した10月の毎月勤労統計調査（速報、従業員5人以上の事業所）によると、労働者1人当たりの平均賃金を示す現金給与総額は、前年同月比0.1%増の26万7167円となり、4か月ぶりに増加しました。

製造業を中心に幅広い業種で残業時間が増え、所定外給与が5.4%増の1万9511円と7か月連続で伸びたことから現金給与総額もプラスに転じました。

就業形態別では、フルタイムで働く一般労働者が0.5%増の33万8353円、パートタイム労働者は0.5%減の9万4511円でした。

**ウソの理由で有給休暇を取得…  
欠勤扱いにできるのでしょうか？**

Q. 体調不良で 2 日間年次有給休暇を取った社員が、その期間、旅行に行っていたことが後で発覚しました。ウソの理由だった為に、有休を無効にして欠勤扱いにしてもよいのでしょうか？ また、虚偽の申請をしたことに対して、何らかの懲戒処分を行ってもよいのでしょうか？

A. お気持ちはよく分かるのですが、残念ながら、有給休暇の利用目的は労働者の自由であるため、取得した理由が嘘であっても有休を無効にすることはできません。申請は、あくまで取得したい日を会社に伝えるためのもので、理由によって取得を許可する、許可しない、ということとはできません。

では、会社として取得の理由を聞いてはいけないか、ということはありません。なぜなら、同じ日に多数の労働者から有休の申請があった場合などには、会社は利用目的の重大性や緊急性の程度によって、時季変更権を行使する（取得を他の日に変更できる権利）対象者を決める必要があるからです。

では、虚偽の申請をしたことに対して、何らかの懲戒処分を行えるか、ということについてはどうでしょう。これは、過去の裁判例でも有効・無効が分かれているため、慎重に判断する必要があります。休暇願に虚偽の理由を書いたことは、「勤務に関する所定の手続きを怠った」として懲戒事由に該当するとした裁判例がある一方で、そもそも有休は自由に利用できるものであり、請求にあたって取得理由を申告する義務もないわけですから、そこに理由を偽ったとしても、そもそも義務のないものに対して処分を科すことはできないとした裁判例もあります。

ウソについて休みを取る、という行為自体は、そもそも社会人としてどうなのか？ともいえますが、でも、なぜ旅行に行くのにウソをつかなければならなかったのか…ということも考えてみる必要はありそうです。もちろん、繁忙期で社内が忙しくしているときに、他人に負担を押し付けて、自分を優先させるというのであれば反省してもらわなければなりません、もしかすると、休みを取りにくい雰囲気があるのかもしれませんが、忙しい時には皆が一丸となって協力し合う、それ以外の時にはお互い様で譲り合って過ごす、そういった社内の意思疎通および意思統一ははかっておきたいところです。

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

